

# Takahashi city INFORMATION

## 情報

## コーナー

### 税金

全期前納報奨金制度廃止に伴う口座振替方法変更手続きのご案内

平成22年度から「市民税・県民税(普通徴収)」「固定資産税・都市計画税」の全期前納報奨金制度が廃止となります。これに伴い、振替方法を「全期前納」から「期別」へ変更される場合は、次の期日までに金融機関で変更手続きをお願いします。

▽固定資産税・都市計画税：  
3月23日(火)



### 生活

#### 高齢者の健康づくりを支援

市は、市内在住の満70歳以上のの人に、市健康増進施設「朝霧温泉ゆ・ら・ら」の入館助成券を交付し、高齢者の健康増進と交流を図っています。

▽市民税・県民税(普通徴収)  
…5月20日(木)  
■問い合わせ 税務課収税係  
(TEL)210215)

《未使用の入館助成券が残っていませんか》

今年度、すでに入館助成券の交付を受けている人で、まだ使用されていない人は、有効期限が3月31日(木)までとなっていますので、期限内にご利用ください。

《まだ交付を受けていない人はいませんか》

対象者に1400円分の入館助成券を交付しますので、申請してください。また、今年度中に満70歳を迎える人も対象となりますので、誕生日以降に申請してください。

※老人クラブ会員は、70歳未満の人も対象となります。

▽交付場所：福祉課、または各地域局。高梁地域にお住まいの人は最寄りの地域市民センターでも受け付けます。

なお、利用者との関係が分かれば、代理申請もできます。

■問い合わせ・申請先 福祉課 高齢福祉係 (TEL)210265、または各地域局地域振興課 住民福祉係

## 納期限(口座振替日)のお知らせ ~納期までに納付してください~

納付月	税(料)目	期	納期限 (口座振替日)	口座振替申込期限
1月	市民税・県民税(普通徴収)	4期	2/1 (月)	12/21 (月)
	国民健康保険税(普通徴収)	7期		
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			
2月	固定資産税・都市計画税	4期	3/1 (月)	1/20 (水)
	国民健康保険税(普通徴収)	8期		
	介護保険料(普通徴収)			
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			

＜注意＞  
該当月分からの口座振替を希望される場合は、左記の期日までに金融機関へ申し込みが必要です。

※口座振替を登録されている場合は、口座振替日前に預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係 (TEL)210215、保険課健康保険係 (TEL)210258

## 肝臓機能障害が身体障害者手帳の交付対象に

平成22年4月1日から、身体障害者手帳の対象障害者に、新たに「肝臓機能障害」が追加されます。対象となるのは、肝臓機能の障害が重症化し、回復困難になっているものとして、厚生労働省が定める認定基準・認定要領に合致する人です。

なお、「肝臓機能障害」による身体障害者手帳の申請は、2月1日(月)から受付を開始します。

### 《身体障害者手帳の申請に必要な書類》

- ①身体障害者手帳交付申請書（既に身体障害者手帳の交付を受けている人は、「再交付申請書」）
  - ②身体障害者福祉法第15条により指定を受けた医師の「診断書・意見書」
  - ③写真(たて4センチ×よこ3センチ)
- ※①と②は福祉課、または各

地域局に備えてあります。

■問い合わせ・申請先 福祉課 障害福祉係 (TEL) 0288-4、各地域局地域振興課住民福祉係

## 3人乗り自転車貸出事業を開始します

昨年7月から、安全基準を満たした自転車での3人乗り(幼児2人同乗)走行が可能になりました。

しかし、一般の自転車と比較すると安価なものではなく、購入しても幼児2人を同乗させる期間は限られているため、普及がなかなか進まないのが現状です。

市は、こうした状況を踏まえ、普及促進、自転車の安全な走行とマナーの啓発を図るため、3人乗り(幼児2人同乗用)自転車の貸し出しを行います。

▽貸出対象者：市内に在住の満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している人で、

自転車の適正な保管場所を確保できる人

※申請は同一世帯につき1人に限らせていただきます。

▽貸出台数：10台(電動アシスト付き)

※応募者多数の場合は、抽選を行います。

▽貸出期間：1年間

※ただし、要件を満たす人は最大3年まで更新できます。

▽貸出料金：無料

※貸出開始時や更新時にかかる点検整備費および対人賠償保険加入費用(約1000円)や貸出中のメンテナンス費用などは利用者負担。

▽貸出条件：①市の主催する交通安全講習を受講する②同乗する幼児はヘルメットを着用する③貸出中に事故などで発生した損害にかかる賠償は利用者が責任を負う④利用に関するアンケート調査に回答する

▽貸出開始：4月1日(木)～

▽募集期間：2月15日(月)まで

▽応募方法：申請書に必要事項を記入の上、子ども課へ郵送、または子ども課、各

地域局、各

地域市民センターに提出してください。郵送の場合は、2月15日(金)当日消印有効です。

※申請書は各提出先に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

## 国民年金 20歳になったら『国民年金』

20歳になられた皆さん、ご成人おめでとうございます。

満20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金への加入もそのひとつです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

将来受け取る年金の半分は国庫負担で賄われるため、現在20歳の人も平均的に長生きすれば、納付した保険料以上の年金が受け取れます。また、物価の変動に合わせて年金額が改定されるので安心です。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないことがありますので、「あのときに…」と後悔する前に必ず国民年金に加入し、成人としての第一歩を踏み出しましょう。

なお、学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

※20歳以前に就職して厚生年金等に加入している人は、国民年金の第2号被保険者となっていますので手続きは不要です。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係 (TEL) 0252) 日本年金機構高梁年金事務所 (TEL) 0572)

局、各

ます。  
■問い合わせ・申し込み 〒716-8501 (住所不要) 高梁市役所子ども課子ども支援係 (TEL) 0288)、または各地域局地域振興課住民福祉係